

水産政策の改革の推進を求める意見書

現在、我が国では、水産政策の改革が進められており、その中で、水産資源の管理目標の設定について、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、現在の環境下で持続的に得られる最大の漁獲量である最大持続生産量の概念をベースとする方式に変更することとされました。こうした改革を着実に実行するには、国全体としての資源管理基本方針を定め、その上で適切な資源管理に取り組む必要があります。その一方、漁業者にとっては、こうした改革では漁獲量の削減につながる場合があるため、漁業経営のセーフティーネットとして、漁業収入安定対策の機能強化が必要となります。

また、水産政策の改革では、違法・無報告・無規制漁業対策や、水産物の輸出促進のためにトレーサビリティーの取り組みを推進することとされていますが、それには漁獲証明の法制化による流通改革が必要となります。

よって、国会及び政府は、漁業者が安心して漁業を行うことができるよう、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。
2. 水産物のトレーサビリティーの取り組みを推進するための漁獲証明に係る法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年10月18日

枚方市議会議長 前田富枝

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

農林水産大臣